

(別紙)

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について不開示とした情報のうち、

- 1 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」については開示すべきである。
- 2 「苦情等に関する改善状況報告書」における「改善すべき事項」については、「苦情等に関する改善状況報告書」全体を開示請求の対象外とすべきである。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は成年被後見人である本人（以下「本人」という。）の法定代理人であり、平成20年6月2日、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定に基づき、本人に代わって、実施機関に対して次の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「〇〇に関する介護保険課・保健衛生課・保健所医務薬務課、〇〇区保健福祉課において「〇〇」とやりとりした文書 平成19年3月～現在迄
北九州保地介第1074号（平成20年1月15日付）で開示された文書を除く。
但し施設からの改善報告（〇〇→市）市からの指導に係わる起案文書は含む。」

- 2 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成20年6月16日付で一部開示の決定（平成20年6月16日付北九保地介第358号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成20年6月17日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成20年8月4日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第18条第3号該当性について

ア 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」については、事業所の情報は内部管理情報と称するものが多く、その様な理由で不開示とするのは不当である。

請求人は公開情報請求の一般人ではなく、本件の当事者・直接の利害関係者である。

認知症のため、事業所内での本人の情報を直接得ることは不能であるのに、不開示とするのは不当である。

当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれとは、具体的に何を指すのか不明であり、その様な理由で請求人の知る権利を侵害するのは不当である。当事者たる請求人がその生命・健康・生活・財産等正当な権利の侵害可能性についての因果関係を知る上で、必要不可欠な情報であって、それを不開示とするのは、人の生命・健康・生活・財産の権利を侵害するものである。また「人の生命・健康・生活・財産を侵害したとは言えない」と言うのは根拠が無く不当である。

イ 「苦情等に関する改善状況報告書」における「改善すべき事項」については、内部管理情報と言う理由で不開示とするのは不当である。また当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは、具体的に何を指すのか不明であり根拠が無い。

内部管理情報といえども内部管理情報であり、何ら不開示とする理由にならない。

どのような正当な利益を害するのか具体的な根拠が無く不開示は不当である。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 条例第 18 条第 3 号の該当性について

- (1) 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」については、開示することにより、事業所の介護サービス全般に改善指導が必要な印象を与える可能性があり、事業所のその他正当な利益を害するおそれがある。
- (2) 「苦情等に関する改善状況報告書」における「改善すべき事項」については、福岡県が事業所全体の調査を行っている途中であり、県知事の改善・指導内容が確定しない状態で開示することは、事業所に対する誤った印象を与えることになり、事業所のその他正当な利益を害するおそれがある。

第 4 審査会の判断

1 本件保有個人情報の概要等

- (1) 本件保有個人情報は、本人の短期入所生活介護事業者である「〇〇（以下「事業所」という。）」の利用に関して苦情・相談や虐待の通報がなされたことを受けて、平成 19 年 3 月以降、実施機関が事業所に対して実施した調査に関する記録のうち、本人に係る個人情報（北九保地介第 1074 号（平成 20 年 1 月 15 日付）で開示された部分を除くが、事業所からの改善報告及び実施機関からの指導に係わる起案文書に記録された部分は含む。）である。
- (2) 実施機関が本件保有個人情報と特定したもののうち、不開示情報は次のとおりである。

ア 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」

イ 「苦情等に関する改善状況報告書」における「改善すべき事項」

2 条例第 18 条第 3 号該当性について

- (1) 条例第 18 条第 3 号は「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について不開示とすることを定めている。

本号は、法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該情報に関する情報の不開示情報として要件を定めたものであり、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

このような規定の趣旨に従い、以下のとおり検討する。

(2) 実施機関は、本号に該当するとして、前記第 4、1、(2)、ア及びイの情報を不開示としている。

(3) 本号該当性判断

ア 施設への改善指導

不開示とされた起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」は、実施機関が事業所に対して行った介護サービス等についての改善指導の内容である。

介護サービスに関する苦情・相談手続については、北九州市養介護施設従事者等から的高齢者虐待及び介護保険苦情・相談処理要綱で定められており、その第 8 条は、「実施機関が養介護施設の設置者等の介護サービス等の提供に関して改善の必要を認める場合は、当該養介護施設の設置者等に対し、改善の指導又は助言を行うとともに、高齢者虐待・苦情・相談処理の結果について、当該通報者・利用者等に対して通知する」ことを規定している。そのため、異議申立人は実施機関が行った事業所に対する指導内容を既に実施機関から通知を受けて知っているものと認められる。

そして、当審査会が見分したところ、「施設への改善指導」は、既に異議申立人が実施機関から受け取った事業所に対する指導通知書に記載されている指導内容とほぼ同一であった。このように、異議申立人が既に同じ内容を知っている以上、開示することによって実施機関が主張するような事業所の権利利益を害するおそれはないと考えられる。

したがって、「施設への改善指導」については、本号に該当しないため、開示することが妥当である。

イ 改善すべき事項

「苦情等に関する改善状況報告書」は、起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」による手続を経てなされた指導・助言を受けて、事業所から実施機関に対して提出された改善状況報告書であり、「改善すべき事項」が不開示となっている。

ところで、条例第 16 条第 1 項は、「何人も、この条例の定めるところによ

り、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と定め、開示請求権制度を設けている。

この開示請求権制度は、実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するための重要な制度として設けられたものである。そのため、開示請求の対象となるのは当然のこととして自己に関する個人情報に限られている。

そして、この個人情報について、条例第 2 条第 2 項は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と定義している。

当審査会が見分したところ、「苦情等に関する改善状況報告書」には、報告した日付、事業者・担当者名、改善すべき事項等が記載されているが、本人の個人情報（本人を識別できる情報）はどこにも記載されていないことが確認できた。

確かに、「本人に係る苦情等の申立てに対応したものなので、個人情報に当たる」と考え、できる限り開示請求の対象としようとする実施機関の姿勢は理解できるものの、上記のとおり、条例第 16 条に規定する開示請求の対象となるのは本人の個人情報に限られており、本人の個人情報が記載されていない「苦情等に関する改善状況報告書」を本件請求の対象とした実施機関の判断は条例の解釈を誤ったものであると言わざるを得ない。

したがって、「苦情等に関する改善状況報告書」は、本人の個人情報が記載されていないので、「苦情等に関する改善状況報告書」全体を開示請求の対象外とすることが妥当である。

3 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

